

公益財団法人秋田観光コンベンション協会

役員等の報酬規程

公益財団法人秋田観光コンベンション協会役員等の報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田観光コンベンション協会の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および通勤手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬および通勤手当の支給)

第2条 報酬は、常勤の理事にのみ支給することとし、非常勤の理事、監事および評議員に対しては支給しない。

2 報酬は、役員報酬および役員賞与（夏期および冬期）とする。

3 前項に定める報酬のほか、常勤の理事には通勤手当を支給することができる。

(報酬の決定基準)

第3条 報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1および別表2に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当を支給する場合は、公益財団法人秋田観光コンベンション協会給与規則第14条に準じて支給する。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬は、その金額を通貨で支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 報酬の全部または一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 報酬および通勤手当は、その月の全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 役員賞与は、夏期分を6月30日、冬期分を12月10日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前日に支給する。

(日割計算)

第7条 新たに常勤の理事になった者には、始めに勤務する日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退職し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

- 3 常勤の理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合において、その月の途中から支給するとき、またはその月の途中まで支給するときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人秋田観光コンベンション協会の設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

別表1 役員報酬

月額	330,000円以内
----	------------

別表2 役員賞与

夏期分	役員報酬月額に1.1を乗じた額
冬期分	役員報酬月額に1.3を乗じた額